

議員全員協議会会議録

平成25年12月12日

宮 古 市 議 会

平成25年12月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(12月12日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 3

開 会..... 4

説明事項（1）..... 4

説明事項（2）..... 5

説明事項（3）.....12

説明事項（4）.....26

閉 会.....27

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成25年12月12日（木曜日） 午後 3時10分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- （2）損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- （3）民間大規模太陽光発電施設への支援について
- （4）その他

出席議員（24名）

2番 加藤俊郎君
 4番 佐々木勝君
 6番 落合久三君
 8番 須賀原チエ子君
 10番 坂本悦夫君
 13番 松本尚美君
 15番 坂下正明君
 17番 伊藤清君
 19番 藤原光昭君
 21番 高橋秀正君
 24番 古舘章秀君
 27番 佐々木重勝君

3番 竹花邦彦君
 5番 長門孝則君
 7番 茂市敏之君
 9番 近江勝定君
 12番 橋本久夫君
 14番 中里榮輝君
 16番 中嶋榮君
 18番 横田有平君
 20番 工藤小百合君
 23番 崎尾誠君
 26番 北村進君
 28番 前川昌登君

欠席議員（3名）

1番 高屋敷吉蔵君
 25番 内舘勝則君

11番 田中尚君

説明のための出席者

説明事項（1）

市民生活部長 熊谷立行君
 市民相談室長 佐藤裕子君

生活課長 山崎忠弘君

説明事項（2）

総務企画部長 坂下昇君
 保健福祉部長 中村吉徳君
 総務課長 山根正敬君
 福祉課長 上居勝弘君
 農林課長 菊地俊二君
 水道課長 長沢雅彦君
 環境課主査 三上巧君

市民生活部長 熊谷立行君
 産業振興部長 佐藤日出海君
 環境課長 松下寛君
 産業支援センター所長 中嶋良彦君
 水産課長 伊藤孝雄君
 教育委員会総務課長 中嶋巧君
 環境課主任 関口憲史君

説明事項（3）

総務企画部長 坂下昇君
 企画課長 山崎政典君
 財政課長 野崎仁也君

市民生活部長 熊谷立行君
 復興推進課長 滝澤肇君
 環境課長 松下寛君

建設課長 太長根 浩 君

復興推進課
自然エネルギー
推進室長 木村 剛 君

復興推進課
自然エネルギー
推進室主任 小 向 博 子 君

環境課主査 三 上 巧 君

環境課主任 小 林 康 弘 君

○

議会事務局出席者

事務局長 中 村 俊 政

次 長 佐々木 純 子

主 任 菊 地 政 幸

開 会

午後 3時10分 開会

○議長（前川昌登君） それでは、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は24名でございます。会議は成立しております。

皆様にお諮りいたします。

説明事項の1は人事に関する案件でございますので、議員全員協議会運営要綱第3条第1項の規定により非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 異議なしと認めます。

よって、説明事項の1については非公開とすることに決定しました。

○

説明事項（1） 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○議長（前川昌登君） それでは、説明事項の1、人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを説明願います。

熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） 本日、説明事項3件ございまして、市民生活部、全部にかかわっております。一般質問後お疲れとは思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の案件であります人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてのご説明をさせていただきます。

本件は、人権擁護委員法第6条に、法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補者の推薦を市町村長が行うに当たり議会の意見を聞くことが定められているものでございます。

それでは、資料の3ページをお開き願います。

平成25年12月1日現在の宮古市推薦の人権擁護委員名簿をお示ししております。先ほどご意見ありました、次回からは振り仮名を振りたいと思います。

整理番号12番、竹下京子委員が来年3月31日に任期満了を迎えることに伴い、同委員を再推薦しようとするものです。

なお、今回推薦しようとする委員の任期は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間となります。

では、資料の1ページをお開き願います。

今回、候補者として再推薦する委員です。敬称は省略させていただきます。

住所、宮古市長沢第16地割69番地。

氏名、竹下京子。

生年月日、昭和29年7月17日。

長年行政職員として勤務され、現在は特定非営利活動法人職員として活動しています。人権問題について関心が深く、また、人権擁護委員協議会の事務を中心となって担っております。参考といたしまして、候補者の略歴書、平成25年12月1日現在の宮古市推薦人権擁護委員名簿及び人権擁護委員法の抜粋を添付しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） この件について何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ないようですので、この件についてはあすの本会議では質疑討論を省略し、適任という答申書を配付してお諮りしますので、ご了承願います。

それでは、この件はこれで終わります。

説明員の入れかえを行います。なお、傍聴者の入場を許可します。

○

説明事項（２） 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて

○議長（前川昌登君） それでは次に、説明事項の２、損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについてを説明願います。

熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関して議決を求めることについてであります。本件は、東京電力原子力発電所事故における損害賠償請求に係るあっせん申し立てを、原子力損害賠償紛争解決センターに対して行うものでございます。なお、申し立てについては、岩手県及び県内33市町村のうち23市町村、それに加えて6団体、6つの広域連合、一部事務組合でも行うという意向を示しております。

概要につきましては、松下環境課長に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） それでは、損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについてをご説明したいと思います。

市が東京電力に対して行いました東京電力福島第一原発事故に起因する損害賠償請求のうち、賠償金の支払いで合意に至っていない費用につきまして、原子力損害賠償紛争解決センター、原発ADRへあっせんの申し立てを行おうとするものでございます。

このあっせんの申し立てにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決事件に該当することから、12月定例議会において議決をお願いしたいということでございます。

原子力損害賠償紛争解決センターにつきましては、東京電力福島発電所事故による被害の損害賠償請求につきまして、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的といたしまして文部科学省が設置いたしました公的な紛争解決機関でございます。

それでは、これまでの経緯につきましてご説明いたしますので、資料の1ページをごらんください。

東日本大震災におきます東京電力福島第一原子力発電所事故に関しまして、平成23年度及び平成24年度に放射性影響対策に要した経費につきまして、第1次から第4次まで総額3,765万9,687円の損害賠償請求を東京電力に行っておりましました。

市が1次から4次までに実施いたしました損害賠償請求につきましては、東京電力東北補償相談センターから賠償請求項目ごとに「賠償可」、「保留」、「否」、これが整理されて通知されているところでございます。市といたしましては、今回の原発事故に起因する行政経費につきましては、その全てを東京電力の整理にかかわらず損害賠償請求するものと考えているところでございます。

次に、損害賠償請求に係るあっせんの申し立ての理由についてご説明いたします。

資料2ページをお開き願います。

ここに、あっせん申し立ての理由といたしまして大きく3点掲げております。

1つ目は、東京電力が「賠償可」としたものの以外につきましては、賠償の意思を示していないばかりか賠償可否の判断根拠さえも明確に説明していないことから、東京電力への直接請求ではこれ以上の具体的な交渉の進展が期待できないこと、それから、今までの県及び県内市町村の放射線影響対策の取り組みの合理性、それから原発事故原因者としての東電の賠償責任を広く訴え十分な補償を実現するため、それから、県及び市町村が原発ADRを活用いたしまして損害賠償を進展させるということは、今現在、東電へ賠償請求を行っている県内民間事業者への支援にもなることという3点がございますけれども、この理由に加えまして、現在、東北電力では特措法、いわゆる平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の環境汚染への対処に関する特別措置法というのがございますけれども、これに基づきます措置あるいは政府指示による業務以外の自治体独自の施策につきましては損害賠償の対象とせず、東京電力が求める方法により証明することを求めています。これは加害者である東京電力が一方的に求めているに過ぎないものでございます。今回の原発ADRへの申し立てにつきましては、客観的に賠償対象として相ふさわしい範囲、証明方法につきまして、第三者でございます原発ADRに検討、調整を依頼することも必要と考えたものでございます。

損害賠償に係りますあっせんの申し立て額につきましては、現在の請求総額から震災復興特別交付税相当額を除外した額でございます996万2,492円を原発ADRへあっせん申し立てを行おうとするものでございます。

現在の予定では、申し立ては26年1月を予定しておりますけれども、その申し立ての時点までに東京電力と賠償支払い合意に至った経費につきましては、その合意額を控除した額で申し立てを行うとするものでございます。

次に、岩手県及び県内の市町村の動向についてご説明いたします。

県は本12月定例会におきまして提案しまして、12月9日に議決をしているところでございます。それから、県内33市町村のうち23市町村及び広域連合、一部事務組合の6団体が、申し立てを行うために議案提案あるいは議決されているところでございます。

次に、原発ADRへのあっせん申し立てにかかる手続きの流れについてご説明いたしますので、3ページ目をお開き願います。

原発ADRへの申し立てのフロー図としたものでございます。これは申し立てから和解の仲介までは平成24年度の実績では約8カ月、期間を要しております。今回、県及び市町村が一体となってその申し立てを行うというケースは初めてのことでございますので、やはり最低でも8カ月はかかるものというふうに考えているところでございます。

その後、和解案が提示された場合には改めてまた議会での議決をいただくものというふうになっているところでございます。

4ページが原発ADRの概要でございます。

次に、宮古市が行いました第1次から第4次損害賠償請求の内容につきましては、資料の5ページ、6ページに掲げております。それぞれ東京電力の賠償に対する回答を色別で示しております。特措法、それから政府指示等によるもの、または東京電力の独自の考え方にに基づきまして賠償対象としたものについては「可」となっております。また、東京電力東北補償相談センターでは判断できず、東京電力の本店に確認を要さなければならないものが「保留」、それから、賠償「否」と判断されたものにつきましては、政府指示によらないもの、

通常業務と切り分けて証明できないものなど、東京電力の独自の判断に基づき判断されたもので、東電は賠償の姿勢を全く見せていないところでございます。

市といたしましては、東京電力が賠償請求項目ごとに「可」、「保留」、「否」と整理したことにかかわらず、原発事故に起因する行政経費につきましては全て損害賠償請求することといたしまして、1次から4次までの請求総額から震災復興特別交付税相当額を除外した額であります996万2,492円を原発ADRへあつせん申し立てを行おうとするものでございます。

なお、東京電力原発事故に係る損害賠償請求の時効につきましては、民法に定められた3年から10年に延長された特例法が12月4日に成立いたしましたので、きのう11日に公布、施行されましたことから、今までであれば原発ADRにあつせんを申し立てている期間中に3年の消滅時効を迎えた債権につきましては、この原発ADR中断特例法というのがありますので、和解、仲介が不調に終わったときから1カ月以内に訴訟を提起すれば、その消滅時効が、訴訟が原発ADRに仲介を申し立てたところからみなすということで救われていたものですが、今回そもそも損害賠償の請求時効を3年から10年に延長する特例法が成立されたということから、今回の債権につきましては全て10年取得時効になりますので、和解の打ち切りがあつてから1カ月以内に訴訟を提訴というような制限がなくなったものでございます。

以上で、損害賠償請求に係ります申し立てに関して議決を求める件についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○13番（松本尚美君） 今、さらっと説明いただいたのですが、今回仲介を県とともにほかの県内自治体と一緒にやるということですが、996万2,492円、そうすると残りは放棄するという意味ですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 3,765万9,687円のうち震災特交で措置されている部分がございますので、そこを除いた分で仲介の申し立てをするということでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そうすると、その放棄する分はゼロということですね。はい、わかりました。

それから、こういった専門的に対応していく仲裁機関ですので、それなりの人がいて、常駐をしていて、いわゆる申し立てる側の利益を擁護するという部分と、東京電力の部分に立った仲介ということですから、ざっくり言えば、宮古市を含めて県全体でやるということですが、専門的なコンサルか何か入って、それで全体で対応するということですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 基本的には、ADRへの申し立てにつきましてはそれぞれ市町村が独自に申し立てるという形はとりますけれども、申し立ての様式でございますとか、そのほかいろいろなことにつきましては岩手県が情報提供をして、県及び県内の市町村が足並みをそろえた形で申し立てを進めていくというふうになっているところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） はい、わかりました。

ちょっと細かいところで申しわけないのですが、もう一回確認なのですが、「可」となったものは賠償いた

できると、そして今回は「保留」の部分と「否」の部分という理解ですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 一応、東電の東北補償センターでこの経費は賠償「可」、後は、これは「保留」です、これはだめですというふうに色分けしてありますけれども、例えばその「可」となった部分につきまして、東京電力と宮古市として合意書を正式に取り交わして初めて賠償が成立したということになりますので、現在は賠償「可」、「保留」、「否」というふうに色分けはしてありますけれども、全部の1つの経費といたしましてもまだ東電と支払いの合意に至った経費はございませんので、結局、今現在「可」「否」「保留」となっていますが、それとはまた別に、市としては請求総額のうちから震災特効を除いた分の九百何十万をあっせん申し立てするということでございます。

その後、東電と宮古市として例えばこの経費はオーケーで合意書を取り交わしたということになれば、そのあっせんを申し立てる金額からその分は引いて申し立てをするというふうになります。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） はい。そうすると、5ページ、6ページにそれぞれの内容が「可」「否」「保留」と回答が分けられているのですが、とりあえず5ページ、6ページ全体が今回の対象で、特交で認められた部分を除く金額だということですが。私が個別に見ていても、例えばこのナンバー7、8とか、12とかという部分、例えば7ですと磯鶏保育所雨どいの修繕云々とかというのは非常にわかりづらいのですが、これ、磯鶏保育所ですか、8、除染手数料とかです。これ、除染しなければならない状況だったかどうかというのは私も情報がないので何とも言えないのですが。あとは目黒のサンマ祭りに持っていくサンマの検査とか、関係ないわけではないのかもしれないけれども、何かこう、東京電力の肩を持つわけじゃないけれども、ちょっと無理があるのではないかなというふうなものも含まれているような気がするのですが。こういったものをまた入れていって、金額の多少あるのでしょうかけれども、ちょっと問題ではないのかなという気はするのだけでも、本当にこれ請求できるという確信を持ってやっているんですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 東京電力の損害賠償に対する考え方でございますけれども、空間放射線量の測定費用につきましては、これはモニタリングが、住民の皆さんの放射線被曝の不安、恐怖を緩和するために空間放射線量の測定を余儀なくされたという経費につきまして、東京電力としてはカットしているところでございます。ただし、これは23年3月11日から23年12月31日までに機器を用意したものについてカットしております。それ以降の24年1月1日につきましては、政府のモニタリングの方針が緊急モニタリングから変更になっているので、一段グレードが下がっている、そこから後の空間線量の機器の整備については対象としないよというのが東京電力の考え方でございます。

あともう一つの考え方といたしまして、先ほどの特措法、それから政府指示によって実施した行政経費であって負担を余儀なくされた経費については「可」ですよというふうなことで仕分けをしております。これは、宮古市といたしましては、やはり原発事故に起因する新たに発生した行政経費につきましては全て東電が賠償すべきものという考えをしておりますので、松本議員のご指摘の、この目黒のサンマとかありますけれども、それも本来東電の事故がなければ必要としなかった経費でございますので、それで……

〔「検査はしたの」「震災以降は危ないっていう」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（松下 寛君） これはやはり目黒のサンマ祭りに持っていくにしても、宮古市のサンマは安全であ

るというのをサンマ祭りに来る皆さんにお知らせするのが必要であろうということから検査をしたものでございます。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○3番（竹花邦彦君） 確認の意味でお伺いをします。

あっせんの申し立てなので費用的な問題は発生しないのかなというふうには思っておりますが、ただ、さまざまな事務的な経費等、つまり事務的な分野とかそういったものの扱いについては、今回申し立てをする県とか県内市町村あるいは広域事務組合等々の中で、いわば経費はもう、費用が出るとすればですよ、この費用の関係についてはどういうふうな形にしようとしているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 基本的に今回のあっせん申し立てにつきましての費用は発生いたしません。

それから、さまざまな事務手続に要する経費とか、あとは時間でございますけれども、それにつきましてもまず県が窓口になりまして、それで県、市町村が足並みをそろえて対応していくということでございますので、必要最小限の経費でもって事務を進めていくということになろうかと思います。

○議長（前川昌登君） 横田議員。

○18番（横田有平君） まず確認したいんですけども、3,700万円のあれに対してこの震災復興特別交付税、これが2,700万円来るので差し引いて990万円あっせんに出すということなんですけれども、この震災復興特別交付というのは東電からは出ていないと思うのだけれども、これ、国から来たということで、その部分を差し引くということですか。これはどういう内容なのですか、この交付税というのは。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） まず、宮古市が震災復興特別交付税を受けているわけですので、そうしますと、市としていわゆる単独、単費で負担した分について東電に請求するということでございます。震災特交が、国が東電とどのような取り扱いをするかについてはまたこれから別という考えでございます。

○議長（前川昌登君） 横田議員。

○18番（横田有平君） そうしますと、私は本来であれば東電に対して100%、3,700万円を請求してもらうのが当然でないかなと思うのだけれども。この分はそれに対して、確認しますけれども、もう一回聞きますが、この分は国からそれに関係したお金が交付されてきたので、それを差引くという考えなんですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 震災特別交付税、総額につきましてはこれは国から入ってきておりますので、それについては東電に宮古市が請求するのではなくて、この取り扱いにつきましては国がどのように東電に請求するかという問題になりますので、市としてはかかった行政経費のうちから震災復興特別交付税で交付される部分についてはそれをもらって、残りの部分について996万2,000円、原発ADRへあっせん申し立てをして東電に請求するということでございます。

○議長（前川昌登君） 横田議員。

○18番（横田有平君） ある程度わかりましたけれども、そうしますとこの国のほうの分は東電に対して、宮古市の3,700万円の分に対して国のほうで東電から受け入れたという解釈でいいわけですね。

〔発言する者多し〕

○18番（横田有平君） そうでないの。

〔「国は東電に請求する……」と呼ぶ者あり〕

○18番（横田有平君） 3,700万、東電に対して請求なのだけれども、そのうち国のほうから2,700万来ているので、それを差し引いた金額を今度宮古市が請求するということだけでいいのですか。はい、わかりました。

それから、シイタケとか畜産というかあれが非常に安かったということなのですから、そういうの、今ずらっと見ただけでは、1から37までそういうのも含まれて請求が出ていますでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 風評被害に伴います損失分につきましては、これはそれぞれ生産者の方とか民間のほうでの東電への請求になりまして、今回のこの請求につきましては、あくまでも市として行政経費として負担した経費ということでございます。

○議長（前川昌登君） 中嶋議員。

○16番（中嶋 榮君） この損害の賠償額はもちろんのことですが、我々は津波に、また、放射線汚染に脅かされてきているわけございまして、今後来ないとは限らないし、また、活断層等による被害等も出て来ないとは限らない、そういうこともありまして、この放射線汚染の被害訴訟というのはきちっとけじめをつけておくべきだと、私はそのように思っております。ここは一步も引かないでやるべきと、私はそういうふうに考えておりますので、私の意見を述べて終わります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） だとすれば、いや、中嶋さんのではなく、今回のこの原発事故が原因でそれを除去したり不安を解消したり、または放射線量を低減するためにとった市が支出したお金については、イコール復興交付金申請を自動的にしているというふうに理解していいですか。ああ、ごめん、間違い、震災特別交付税を同時に申請もしてきているし今後もそうだと。

○議長（前川昌登君） 坂下総務企画部長。

○総務企画部長（坂下 昇君） この震災復興特別交付税、これは詳細いろいろ県のほうから示されておりますので、それに該当するやつについてはその交付税申請しています。

〔「申請をしている」と呼ぶ者あり〕

○総務企画部長（坂下 昇君） その中で、過去の年度のやつは過去にもう既にいただいているということです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） それからもう一つ。例えば5ページの18番、牧草地放射性物質低減対策、苦土入り炭カル、これは国の震災復興特別交付税来ているのですが、その下の19番、こっちはそういうふうになっていない、この違いは何でしょう。わかりますか。

○議長（前川昌登君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地俊二君） ここの部分、8万8,140円とかという部分も、苦土炭カル購入費で変わりはないものでございます。ただ、震災復興特別交付税のほうに上げていたかどうかという部分については、ちょっと財政課のほうになりますので、申しわけございませんがそこは私のほうからお答えできません。申しわけございません。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 同じように21番もそういう意味では当然これもあつてしかるべきじゃないかなというふうに、あと32番もそういう意味では、何らかの違いがあつてそういうふうになっているのかなというふうに思

ったので。今わからなければ後でお願いします。

○議長（前川昌登君） 古舘議員。

○24番（古舘章秀君） 今のところの関連なのですが、その事業概要のところを見まして、この牧草除染対策費の部分なんですけど、同じ放射性物質低減対策の中で、苦土炭カルと、新田牧野分がなぜダイニー、何か特別放射性强かったとか何か、特別対策をとらなければならなかったのか。これは2つほど、次のページもありまして、同じ牧場の同じ地域の中でなぜこのくらいの違いが出たのか、その対策の内容を教えてくださいなと思ひまして。

○議長（前川昌登君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地俊二君） お答えいたします。

これについてはダイニーと書いてございますが同じものでございまして、追加で散布をしなければならなかった関係で2回に分けられているといいますか、3つほど3段に分かれているものでございます。

○議長（前川昌登君） 古舘議員。

○24番（古舘章秀君） それだったら、黙って苦土炭カルと言ったほうがいいのではないのかなと。なぜ、ダイニーというのは何なんですか。

○議長（前川昌登君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地俊二君） 申しわけございません。製品名をここに記載してしまっております。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○12番（橋本久夫君） ちょっと教えていただきたいんですが。先ほど冒頭、松本議員が質問した中で、8番、磯鶏保育所の除染作業というのでちょっと回答がなかったようだったんですけども、この除染作業ということ自体非常に大きな言葉に見える、ここはそういうような状態だったのか、事業の内容をちょっと詳しく教えてくださいなですけれども。

○議長（前川昌登君） 上居福祉課長。

○福祉課長（上居勝弘君） 私のほうから説明申し上げます。

震災の翌年、1月の末なんですけれども、ボランティアの方々がそれぞれの各保育施設等を任意で空間線量をはかりました。そうしたら、たまたま磯鶏の保育所なのですが、雨どいの下がちょっと高かった、 $0.26\mu\text{Sv}$ あったそうなんです。そこは冬ですんで凍ってまして、氷の塊イコールちょっと高めの空間線量だったんですが、そこで保護者の方々がやはり不安に思うということで、雨どいから、それから直に下の地面に水が落ちるのですが、そこに固まっていた氷等、全部、土も含めましてそこから除去して地中に埋めたというふうな作業でございます。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○12番（橋本久夫君） じゃ、これ、7番と8番は同じ意味でのことだったんですね。ということは、これ、磯鶏保育所だけだったということで、ほかのその周辺なりほかの保育所なり、磯鶏小学校もあるんですが、その辺の状況はどうだったでしょうか。

○議長（前川昌登君） 上居福祉課長。

○福祉課長（上居勝弘君） それにつきましては、当然環境課さんと一緒に全部施設をはかりました。たまたま磯鶏の部分若干高かったという部分でございます。

〔「今は」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 市内の保育施設の空間放射線量につきましては平成24年にはかりまして、あとは先週やはり全力所はかりました。それで、24年にはかったときと先週はかったときの数字を比べましたけれども、目立って変化はないと、除染が必要な状況にある施設はどこにもございませんので、その結果につきましては後ほどまた公表していきたいと思っております。

○議長（前川昌登君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員の入れかえを行います。

○

説明事項（３） 民間大規模太陽光発電施設への支援について

○議長（前川昌登君） それでは次に、説明事項の３、民間大規模太陽光発電施設への支援についてを説明願います。

熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） 最後の案件ですけれども、赤前地区、田老地区において民間事業者による大規模太陽光発電施設への市の支援についてということで説明させていただきます。

施設の概要、また、その事業用地に市有地等も含まれておりますことから、その内容についても説明します。

なお、これらの事業は市の再生可能エネルギーマスタープランの基本方針などに合致していること、加えて公共性、公益性、市のメリットから、市としても支援してまいりたいと考えております。具体的な施設概要、市の支援に関する考え方、内容については松下環境課長のほうに説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） それでは、民間大規模太陽光発電施設への支援についてご説明いたします。

民間企業等が実施いたします大規模太陽光発電施設整備に係る状況と、これに対する宮古市の支援の考え方についてご報告するものでございます。

１ページをごらんいただきたいと思います。

宮古市は、再生可能エネルギーにつきましては、平成25年５月27日に策定いたしました再生可能エネルギーマスタープランにより推進することとしているところでございます。ここには、それぞれマスタープランの抜粋と３つの基本方針、それからその基本方針につながります基本施策ということでここに掲げております。これをもとにいたしまして再生可能エネルギーを推進していくという考えでございます。

２ページをお開き願います。

今現在、民間大規模太陽光発電施設整備事業に対しまして支援をしている事業といたしまして、３つの事業がございます。

１つは、宮古市スマートコミュニティ事業であります。そのほかの２つにつきましては、民間の企業の事業でございます。発電売電を行う事業でございますけれども、宮古市に対して公共性、公益性、それから市へのメリットが認められる提案がなされた事業でございます。

この３つの事業の現在の進捗状況でございますが、①の宮古市スマートコミュニティ事業により実施するメガソーラー事業につきましては、具体的に説明会の開催、地権者の交渉等を実施しております。事業に着手し

ているというところでございます。

②、③の民間太陽光発電事業につきましては、事業実施予定箇所の情報収集あるいは測量、ボーリング等の調査等を行っております。③につきましては、事業実施に向けた調査中という状況になっております。

いずれの事業実施予定箇所につきましても宮古市の市有地が存在いたしますことから、事業実施の際、事業者から貸し付け要望がなされた際には貸し付けに同意したいと考えているところでございます。

それでは、支援につきまして事業ごとにご説明申し上げます。

まず、①のスマートコミュニティにおける大規模太陽光発電につきましては、民間と共同いたしまして事業化に向けて取り組んでいるということで、宮古市としても深くかかわっている事業ということになります。あと、公共性・公益性、市のメリットにつきましては、それぞれこの表に記載しているとおりでございます。それから、支援の内容につきましては、地権者の調査、事業説明会、地権者の戸別訪問等を官民連携で取り組んでいます。

それで、先ほども申し上げましたけれども、予定箇所内に市有地がございますことから、この市有地について貸し付けを行うことで取り組んでいるものでございます。

②、③の民間太陽光発電事業への支援の考え方でございます。

宮古市に対しまして、民間事業者からメガソーラーの提案がなされました。この提案に基づきまして、市といたしまして公共性・公益性、宮古市へのメリット、これを総合的に考えまして、支援内容を検討し決定したところでございます。公共性・公益性、市へのメリットにつきましては、この表に記載しているとおりでございます。

支援の内容でございますが、②の民間太陽光発電事業につきましては、赤前地区の公共事業が予定されていない場所につきましてはの情報提供を行っております。このエリア内の市有地につきましては、事業を実施するに当たり事業者から貸し付けの要請があった場合には貸し付けを行うということで考えているところでございます。

それから、③の東北ソーラーパワーの事業につきましては、公共性・公益性、市へのメリットはここに記載しているとおりでございます。やはり事業者から事業実施に当たってグリーンピア三陸みやこの敷地の一部、未利用地でございますけれども、貸し付けを行うことで支援するというところで考えているところでございます。

3ページは、今回の民間大規模太陽光発電事業の大まかな地図でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

宮古市スマートコミュニティにおける大規模太陽光発電事業についてご説明いたします。

事業主体につきましては、宮古発電合同会社になります。本年7月23日に日本国土開発の出資によりまして設立しているところでございます。

事業の概要につきましては、事業箇所が2カ所ございます。赤前地区、ここでは発電規模約1.6MW、面積2.6haで調整を進めているところでございます。実情といたしまして、地権者数が9名と少なかったことから、地権者全体を対象といたしまして説明会はいきませんで、個々に訪問いたしまして事業の説明と協力をお願いしてまいりました。地権者様は同意するという意向をお示ししておりましたので、先月末に土地の賃借に係る同意書をお送りいたしまして、今現在提出していただいている段階にございます。あとは、10月28日に事業者が東北電力への系統連携について正式な申し込みを行ったところでございます。

次に、田老地区につきましては、野中地区におきまして発電規模2.4MW、面積3.4haで調整を進めております。

9月19日に、予定地内の地権者を対象として事業説明会を開催しております。その後、事業者とともに戸別訪問を行いまして、改めて事業への協力についてお願いをしてきたところでございます。現在、土地の賃借に係る同意書は全て回収済みとなっております。赤前地区と同様に、事業者におきまして東北電力への系統連携について正式な申し込みを行ったところでございます。

メガソーラー事業につきましては、国への設備認定申請、それから東北電力との系統連携協議、この2つが必要となります。この2つの、両者の承諾を得ることが必要になってまいります。電力の固定価格買い取り制度の今年度の買い取り価格、この適用を受けるためには年度内にそれぞれ両者からの承諾を得る必要があります。国の設備認定申請に当たりましては、今年度から申請時に土地の賃貸借の同意書を添付することが義務づけられているところでございます。このため、現在、民有地につきまして地権者の同意書の提出をお願いしているところでございます。これにあわせて、予定地内にあります市有地等につきまして市が貸し付け同意をしようとするものでございます。

今後の調整事項といたしましては、貸し付けを幾らでするのかという課題もございます。この点につきましては、追って方向性が定まり次第、改めてご報告したいと思っております。

なお、繰り返しになりますけれども、貸し付けに同意しようとする市有地等につきましては、5ページに赤前地区、それから6ページに田老地区の状況をまとめてありますので、ごらんいただければと思います。

以上がスマートコミュニティ事業における大規模発電事業の説明でございます。

7ページをお開き願います。

次に、②の民間太陽光発電、八千代エンジニアリングほか3社についてご説明いたします。

事業主体につきましては仮称宮古メガソーラー事業株式会社、これを事業実施の実現性を判断した上で、実現可能となれば宮古市内に設立予定ということでございます。

事業につきましては、赤前地区の第9地割の一部、第11地割の一部、第12地割の一部についての情報提供をしているところでございます。発電規模は1.4MW、3haでございます。現在、事業者と宮古市とで打ち合わせをしているところでございます。公共事業が想定されていない箇所について情報提供を行う支援ということで行っているところでございます。

今後、その地区につきまして事業者が情報収集を行い、事業実施に向けての取り組みがなされていくことになります。事業実施するということになれば、やはり赤前の、今現在②のところにも宮古市の市有地がございますので、業者から貸し付け要望がなされた際には貸し付けに同意したいというふうに考えているところでございます。

なお、本事業につきましては、地権者の貸し付け同意書の添付がまだ必要でなかった平成24年度に、それぞれ国、あと電力に申請済みでございますので、同意書の提出の必要はないというものでございます。

8ページをお開き願います。

今、②の事業に対しまして、市としてこのピンクの部分については公共事業は入りませんよということで情報提供しているところの位置でございます。

次に、9ページをごらん願います。

③の民間太陽光発電東北ソーラーパワーの事業についてご説明いたします。

事業主体は東北ソーラーパワー株式会社になります。事業の概要につきましては、田老地区の字向新田、グリーンピア三陸みやこ敷地、これに設置を予定しているところでございます。発電規模は0.5MW、面積は1.4ha

を予定しております。今現在、11月11日から12月6日まで、東北ソーラーパワーではボーリング調査と測量を進めているという状況でございます。

なお、事業者からは、ボーリング調査の結果、軟弱地盤である場合、あとは、当該地は文化財の包蔵地でございますので、文化財の発掘費用が高くなる場合は事業実施を見送るとの方針が示されているところでございます。

グリーンピア三陸みやこの敷地につきましては、それぞれ利活用計画に沿った用途により活用する必要がありますことから、今回の事業主体の提案について厚生労働省と協議をいたしました。その結果、利活用計画に沿う提案であるとの判断がなされたものでございます。

また、この③の事業につきましても、設備認定、系統連携協議が済んでおりませんので、先ほどの①の事業と同様、地権者の賃貸借の同意書が必要となりますので、市有地を貸し付ける同意書につきまして提出する必要があるというものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

10ページにつきましては、グリーンピア三陸みやこ敷地内の設置予定地でございます。もとのテニスコートの北側の平たん部に設置を予定しているところでございます。

それから、本日お配りの資料にはございませんけれども、民間企業が民有地で大規模太陽発電を実施する計画、これも数件ございます。民間企業が関係することでございますので、具体的な内容については未確定な点もあり詳細は申し上げることができませんが、うちでも幾つかの事業につきまして情報をつかんでいるところでございます。

以上が大規模太陽光発電施設への宮古市の支援の状況と考え方についてのご説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 前段でちょっとお尋ねしたいんですけども、今回3件、3事業体といいますか、この3事業体の内容が煮詰まっているものもあれば、あすあすという状況になっているものもあり、また、これから埋蔵も含めてどうなるかわからないというものもあり、これを今回公表したのは、市が貸し付けをしないと成り立たないということが共通だろうと思うんです。それで、同意書をどんどん出さなきゃならないという時期だということですが、その時期はわかるにしてもなぜ今の時期なのか、それ以外に何か理由がありますか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 先ほど松本議員がおっしゃいました今の時期という理由ですけれども、今、ご指摘のあったとおりでございます。

まず、進捗状況につきましてはちょっと若干差がありますが、ある程度の見通しが出て事業が始まった、あるいは始まりつつあるということで、まず議会の皆様にお知らせしようと考えて今回説明をするものでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そうすると、ほかに理由はないということですね。わかりました。

それと、基本的に、最近というかここ数日のところで久慈市が公有地、要するに全部が公有地だったんですが、公有地が絡む部分では公募をするということで、全国公募になると思うんですが、そういう考え方で公募をするんですが、宮古市はそういった考え方とはまるっきり違うと。要するに、スマートコミュニティに絡ん

でいる業者については一緒に手を取り合ってやると、そうでないところはちょっと距離を置くと。また、まるっきり民間のところは、最後の話ですが、民民、土地も民間、やるのも民間ということであればまるっきり関係ないというようなスタンスのように聞こえるのですが。久慈市の考え方、久慈市の正確な考え方はわからないにしても、この見かけが違いますよね。ということは、私は考え方が違うと思うんです。そこはどういう違いがあるんですか。

○議長（前川昌登君） 坂下総務企画部長。

○総務企画部長（坂下 昇君） 久慈市さんのほうは普通財産で持っている広大な土地があるということで、その土地を活用するために公募というお話ではないかなというふうに理解しているのですが。宮古市の場合、そういうような該当する土地というのを所有していないというのがまずございます。今回は、それぞれ被災地を有効活用した発電場所の計画を持ってきていただいたのと、あとは、広い土地がありますグリーンピア、ここに業者さんのほうがやりたいというお話をいただいたので、それに対して市がどのような支援をしていくかということでこの方向性を出して、土地については貸し付けをしながらこの事業を進めていきたいということでご説明を申し上げているのでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 部長のお答えも説明も何かすきっとこう筋が通っていないですね。それで、公有地がないから公募はしないんだということじゃなくて、活用するところはグリーンピア、これは提案があったからですね。であれば、むしろ私の理解では、震災後、県からヒアリングといいますか、このメガソーラーの立地が可能などころはどこかということで、それじゃなくても直したりしているんですよね、グリーンピアは。これホームページに載っていましたよね。

ですから、県有地でも市有地でもないところにも宮古市は可能性があるよというこの問いかけ、問いかけというか答えを出しているんですよね。

それから、スマートコミュニティの考え方の一つの中で、エネルギーの地産地消ということがあるでしょう。私はこの太陽光発電、再生可能エネルギーというのは、いわゆる市の政策としての基本がしっかりあるということで私は理解しているのです。ですから、今の部長の答えだと、いや、提案から考えるんだと、こうでは違うと思うのです。民営地であれ市有地であれ、それは公有地で全て賄う、ここに何とかしたいというのであれば、私は久慈の考え方が一つのポイントになっているのかなというふうに思うのですけれども。

スマートコミュニティは肝いりでやっているしお金も出しているし、策定も一緒にやっているから、抱きつくようにやっていると。でもほかにはちょっと温度差があって、調査もしない、手伝わない、何もしないというか。そういう違いがあってもしょうがないというふうには思っているのですけれども。基本的に宮古市がこの再生可能エネルギーをどうこの地域に導入していくかというやはり基本的なスタンスを、先ほど課長がエネルギーマスタープランなるものをつくって積極的にやっていこうということですよ。だから、そういう観点に立ってどういう違いがありますかと、単に公共用地が100%で一部なのか、100%かどうかは別にしても、そういった施策は私はやはり情報発信しっかり出すべきだと思うのです。

企業誘致するときもそうじゃないですか。自前の工業団地がないにもかかわらず民有地を当てにしながら情報発信しているわけでしょう。それはやはり企業誘致というのは宮古市の施策の柱だからです。だから部長ももう少し筋をしっかり持ったほうがいいだろうし、私は今後、可能地に対しては当然情報提供をすべきだと思います。ポテンシャル、当然、課長は研究しているのでしょう。例えば電力さんと協議をしてその送電の問題

とか、場合によっては何メガ以下であれば従前の送電網で使えるとか、岩手県は今度それを収集して公表しようとしているわけですね。それは岩手県は県内どこでやっても再生可能エネルギーの導入を県の施策の柱として据えているからなんです。だから、宮古市が政策でやっているのであれば、この宮古市域を見てどこに、実際にスペースがあるないものもちろんですけども、可能な、要するにコストの問題もありますから、そういった部分、送電網の部分とかというのはいち早く私は調査をしているのではないかなと、ポテンシャルという意味で。だからそれに基づいて情報発信を私はどんどんすべきと思うのです。一部の事業者だけにではなくてやはり広く情報発信をして、受け入れるものは受け入れていくということが私はやっぱり必要だと思うのです。そこについてはどうですか。そこでさっきの久慈との違いを私は聞いているのです。

○議長（前川昌登君） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） ご指摘のとおりだと思います。ホームページで、適地の部分でグリーンピアというのも出しておったということは聞いております。以前からのお話でもあったことも確かでございます。ただ、市の政策として太陽光発電とか再生可能エネルギーの部分でいろいろな調査もしていますので、その情報についてはホームページなり何なりで公表して、こういうポテンシャルがあるというのは知らせるべきだと思いますので、そこは工夫させていただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） ぜひ、水力というのものもあるから何とも言えないですけども、風力というのものもあるかもしれないし火力というのものもあるのかもしれないし、バイオマスというのものもあるのかもしれない。いわゆる再生可能エネルギーの範疇に入る部分で、ぜひそうあるべきだなというふうに思います。

それから、この支援策ということで書いているのは、私はスマートコミュニティ、宮古発電合同会社に対する支援内容、これは特筆というかほかと差別化になっているわけですけども、これをやってはだめだという意味じゃないです、意味じゃないですけども、そういった支援をしているということなんです、もう少し、さっき言った平らに、可能なものであればやっぱりやっていく必要もあるのではないのかなというのは一つの考え方だと思うのです。誘致するという意味では。それから、市の財産を貸し付けるということなんです、その場所場所によってももちろん単価が違う、これは不動産鑑定入れるなり何かするなりということなのでしょうけれども、そういった入れた、ある程度の数字が出たそれぞれの場所に、単価が出たものに対してさらに何か軽減策を導入するという考え方ですか。

○議長（前川昌登君） 野崎財政課長。

○財政課長（野崎仁也君） 市有地の貸付料の算定についてなんですけれども、今回設置する場所については防災集団移転事業などで不動産鑑定が入っております。それをもとにして、市有地の使用料の場合は適正価格の年間5%、価格の5%が年間の貸付料という基準があります。

ただ、一方で、経済産業省が再生可能エネルギー電気の安定的な供給を可能とする単価ということで設定しております。その算定の中で、発電設備の設置に係る費用というのがあります。そこに土地の賃借料も算定されているようです。その単価を150円と見ているようです。平米、年間。ですから、市有地の貸付料についてもその150円というのが、言いかえれば、その150円を超えれば安定的な供給ができないという単価だと思いますので、まずその150円というのが上限の単価になるのではないかなというふうに考えているところです。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 150円という単価は私も以前ちょっと聞いたことがあるのですけれども、その150円が

安い高いということもさることながら、例えば上回った場合は150円、下回った場合は例えば100円、そのまま貸すというのが普通なんだろうと思うんです。支援ということは、土地を、公有地を、民営地も確保しながらですけれども、公有地を貸してそこに支援という名前がつく以上は、やっぱり何か軽減とか、免除とはいかないにしても、何か事業者にとってプラスアルファがあるんじゃないかなと。

それから、赤前と田老というのは、グリーンピア、今3カ所になっていますけれども、基本的には、効率からいくと向きさえ間違えなければそんなに違わないと思うんです。ただ、その土木工事であるとかそういった施工費の違いは当然出てくるし、グリーンピアは造成も絡んできますからコストが上がってくるということが当然あると思うんです。ただ、それは上物の違いが出てくると思うんですが。やはり私は、支援という以上は何らかの軽減策なり、例えば貸し付けが150円でリミットですよと、超えた分は支援ですよということになるのかもしれないし、超えなかったら、じゃ、支援はなしというふうになるのかもしれない。でも一方で、この固定資産というか償却資産の税の問題です、そういった部分もトータル的にどうなんだと。やるべきかどうかという前提で考えれば、やっぱり何らかの支援をしながら、また、地域貢献というものもそれぞれの事業体なり企業なりをお願いするという部分も当然あると思います。

その中に私は、もうちょっと早い時期に宮古の民間事業者なり市民の中にこういった情報があれば、私はやっぱりこの趣旨といいますか、資本参画、投資参画ができるという可能性もゼロではなかったのではないかなと。これだと売電する事業者が、多少は管理とか施工の部分であるのかもしれないけれども、ほとんどお金は流れていってしまう。ある意味で貴重なと言えれば変ですが、もし引く手あまたな事業だとすれば、やはり貴重なこういう財産を貸し付けて、民地も含めて利用して、地域にメリットがないということであれば、メリットはあると思うんですけれども、やっぱりそういう意味で資本参加が可能だと。私はそういった組み合わせも事業者をお願いをしながら、もちろんリスクも背負うわけですから、それぞれの判断ということには最終的にはなろうかと思いますが、やはり地元の資本、そういったものが参画できるような、話し合いの中で拒否される場合もあるかもしれませんが、ぜひお願いをしたいなというふうに思うんですが、そこはどうか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） スマートコミュニティ事業に限って申し上げます。

今、まさに松本議員がおっしゃったとおり、地元の資本参加も含めまして、地元の企業の参画を促してまいりたいというふうには思っておりました。それが宮古市にとっての最大のメリットになるんじゃないかというふうに考えております。

〔「もっと広く」「あともう一点」「支援」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） 支え、応援するみたいな支援でした。減免とかその部分については、ちょっともう少しいろんな部分を探ってみなければならぬと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） はい、わかりました。

最後、ちょっと1点。

この20年間の賃貸借期間を過ぎた後の契約の条件、それは同意書に判こを押す段階だということですから、もう文面というか内容は決まっていると思いますし、宮古市だけが特別だというわけにもいかないし、恐らく普通財産の貸し付けの条件にというか、要綱があると思うのです、ルールが。それにのっとってやっているんです

けれども、この20年後どうするかということは、今、記載されている内容はどのような内容ですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） スマートコミュニティに関して申し上げますと、今現在の同意書の中には、その文言は入っておりません。多分、継続をするか、あるいはその時点でやめるのであれば原形復旧して返すかということになるかと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） ここは、私は親しき仲にもしっかりと、今、滝澤課長から話がありましたが、スマートコミュニティのグループといいますかあのメンバーは信頼に足り得る事業者だと思います。ただ、親しき中にも礼儀ありますから、やっぱりしっかりこれは結んでおかないと、これから宮古を含めて全国展開をしているメガソーラーが20年後にどうなるのか、これが一つ大きな課題であるということが指摘されているんです。従前、民民の部分で、場合によって事業者が破綻になり継続の事業ができないという状況になったときに、それが地主さんが負担をして撤去をするとか、非常に対応が難しい状況になることがまず多いです。そこをどうリスクを回避していくのか、また、20年後を含めてどういう継続をしていくのか、そのリスクの担保を含めてやはり私は必要だというふうに思っています。

事業体によっては、専門の事業者もいるし、場合によってはいわゆる資金運用、ファンドの考え方でやっている事業体もあるのです。一番危ないといったら失礼ですが、やっぱり専門でないところというのが比較的、利回りが悪くなれば当然補修費がかかって突然やめてしまうと。それもある程度のスケールでやっているところはいいんですけれども、そこしかないとか数が少ないとすぐにやめてしまう。やめてしまうけれどもちゃんと整理してやめてくれればいいんですけれども、なかなかそうはいかないというようなことが、今、業界の中でも懸念材料としてクローズアップされているようです。

ですから、各自治体も含めて、民間の貸すほうもそこは慎重になっているという事実がありますから、そこは普通財産の貸し付けで一般的なという話かもしれないけれども、工作物なり構造物を設置するわけですから、そこはしっかり判こを押す前に私はやりとりすべきだと思います。

○議長（前川昌登君） いっぱい手が挙がっていますので、順番に行きます。

答弁あるの。

坂下総務企画部長。

○総務企画部長（坂下 昇君） いずれ、この再生可能エネルギー、各民間さんは事業期間20年ということです。ずっと継続をしていただきたいというのがまずは市としての希望でございます。

あとは、現実的に貸し付けをする際は、当然その後契約締結をしていくわけでございますので、これについては県内でもそういうケースがあらうかと思しますので、その契約内容の実態も確認しながら、議員ご指摘のことにつきましても確認してまいりたいと思います。

○議長（前川昌登君） 坂下議員。

○15番（坂下正明君） 何点か教えてください。

まず、工事の内容なんですが、資料で見ると3つの会社がそれぞれに工事をやるようでございますが、事業期間は20年というのが資料に載っておりますが、具体的にこの3つの会社が工事に着手して、完成して実際に発電を始めるというのはいつ頃の予定なんですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） スマートコミュニティに関しましては、同意書をいただきまして契約をいたしまして、来年度の事業として工事着工をし、大体半年から10カ月くらいで工事が終わると思います。その後、若干の試運転といいますか、それを経て、実際の供用開始になるというふうな見込みでございます。

○議長（前川昌登君） 坂下議員。

○15番（坂下正明君） あともう一つ、さっき松本委員もちょっと話したんですが、今後の展開なんですが、今のところは3つの会社が名乗りを上げているわけですね。そうすると、宮古は結構広いですから、土地的には有利になるわけです。そうすると、無差別といいますか、無尽蔵といいますか、歯どめというか、基本的な考え方を持って縛りをつけるか何か制約を設けないと、ちょっと余り無差別に広がるようなおそれもあるんじゃないかと懸念するんですが、その辺はどういうお考えなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 無差別にといいますか、ただ、民間の事業者が民地を借りてやる分につきましては、やはりある意味再生可能エネルギーの推進に資する部分でございますので、歯どめはできないのかなというふうになんて考えております。

それからあと、先ほどのスマートコミュニティ以外の工事の期間及び事業期間でございますけれども、ソーラーパワーにつきましても建設工事は6カ月程度ということで出されております。そして、20年間事業期間をやって、撤去工事で4カ月かかって、そして最終的に用地を返却するという提案が出されているところでございます。

○議長（前川昌登君） 坂下議員。

○15番（坂下正明君） ありがとうございます。

最後の質問になりますが、今から2年ぐらい前でしたか、例えば宮古小学校の屋上とか魚菜市場の屋上に太陽光発電を乗せたいと、それで耐震調査をしたいということで事業所が来た経過があるんですよね。そのときの説明で、メリットは設置者に対して、例えば宮古小学校なら宮古小学校に対して、いわゆる津波が来た、台風が来たで停電をした場合、電力がとまった場合に優先的にその設置者に対して電力を供給するというメリットがあるというお話をいただいたのですが、今回のこの計画の中で、例えばいざ何かで停電になった場合に、グリーンピアならグリーンピアの建物に優先的に電力を供給するとか、そういった設置者に対するメリットというか優遇制度みたいなのは何か考えていらっしゃるわけですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） お答えいたします。

資料の2ページでございますけれども、先ほど坂下議員さんがおっしゃいましたいわゆる小学校とか公共施設の屋根を借りて設置する、そして後はメガソーラーを設置するというふうな提案をしたのは、この前の②の八千代エンジニアリングほか何社でございます。あとは、東北ソーラーパワーにつきましても、同様に災害時に電力供給ということで、それぞれ東北ソーラーパワーはグリーンピア三陸みやこに電力供給をする用意があります。それから、八千代エンジニアリングにつきましては、屋根を貸してくださる公共施設等には、災害停電時にバッテリーとかで電源の供給をするシステムを提案されたところでございます。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） 松本さんよりも先に手を挙げたのにやっと来た。

〔「そんなことない」と呼ぶ者あり〕

○2番（加藤俊郎君） それで、4ページなんですけど、確認をしながら若干お聞きしたいところがあります。

4ページの田老字向山のところの進捗状況の最下段、11月21日に同意書回収完了というふうに書いてありますが、これは同意書回収完了という意味は同意していただけたというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 地権者の方全員に、同意書を出すことに関しては同意をしていただいたということでございます。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） どういうふうに今の滝澤課長のあれは理解したらいいのか悩ましいところなんですけど。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） すみません、同意をしていただいたということでございます。

一部の方で、条件つきでということがございました。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） 渋っている方がいるというふうに私も伺っておりまして、そういうことであればよろしいのかなと思います。

その次に、5ページなんですけど、買い取りになっているところがありますが、この買い取りというのはどういうことでの買い取り、お借りするのではなくて買い取り、市が取得ですね。これはどういうことですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 加藤議員がおっしゃっているのは黄色い部分でございましょうか。これにつきましては、防集での買い取り予定地ということでございます。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） わかりました。

この再生可能エネルギーの、宮古市地内に配置するという計画は、きょう説明していただきました赤前地区、田老の野中地区、それとグリーンピア三陸みやこというふうに、最初からそういう説明がありまして、唐突に出たものではなくて順調に進んできたのかなと思ひまして、当局の今までの努力には感謝をしたいと思ひます。

それで、一応、上に上げてましてその次なんですけど、グリーンピア三陸みやこの未利用地の一部なんですけど、テニスコートの東側というのかな、北側というのかな、だと思ひのですが、テニスコートのところには現在仮設住宅が建っておるんですけど、それへの影響はあるのかなのか。また、利活用計画は来年度で終了するのか。そうなった後のことはどういうふうに考えていて、そういったことも勘案しながらこの土地をお貸ししたというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） まず、この東北ソーラーパワーからお話ががあったときに、いわゆる南側、三陸国道事務所さんにお貸ししたあちらのほうの山側であればどこでもいいですよという話はしたんですが、東北ソーラーパワーのほうでは今年度のうちに具体化したいというのがやっぱりあって、買い取り価格の問題だと思うんですけども、事業しやすいところということで、当初、建物前の池とかある辺りとテニスコート前用地というのがありました。ただ、当課のほうの管理上は、建物前の用地がやはりその後何か可能性があるので、そこはやめてほしいと。ただ、東北ソーラーパワーが、いわゆる東北電力さんに市のほうからお願いをしてきた経緯もありますので、テニスコート前の用地であれば、多少傾斜があったにしても、ここであれば多分将来的にも影響

が出ないと、こういう判断でお貸しするというふうなことで進めてきたものでございます。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） これからのグリーンピアの広大な敷地をどう利用していくのかというのは宮古市では一つの課題だと思っているのですが、できれば切り売りの、売るわけではないのですが、小さく区切ったの貸し付けというのはなるべく避けた方がいいのではないのかなと私は考えているんです。

もうちょっと、貸すにしても大きい計画を大きくするというのかな、将来に向けての計画をきちっと市のほうで持ちまして、その中でたゞいま山崎課長がお話しになった南側の青野滝側のほうからは、多分あそこに深い谷があって、橋をかけないとあっちからはアクセスが難しいのかなという気がするのですが、それをどうするのかとか全体の計画をそろそろつくる時期に来ているんじゃないかなと。そういう中で、こういうふうに区切ってお貸しするということについては、私はちょっと違和感があるんです。しかもこのテニスコートの下側は、財団法人のグリーンピア田老が営業しているところに桜の植樹をしたところだと思うんです。結婚記念に桜の植樹をしていただいたという、あその敷地だと思うんですが、そういうことについての十分な配慮をしたのかどうかとか、その辺はしっかりもうちょっと綿密にというのかな、心を配って計画を立てていただいて、将来、有効活用の方でぜひお願いをいたしたいと思うんですが、お答えはありますか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） 桜の移植の件は存じております。東北ソーラーパワーにも事業に入る前に適切な時期にしかるべき場所を協議して移植をするということも条件の一つに入っております。

グリーンピア全体の利活用計画につきましては、26年度につくった上で議会の皆さんともお話しをしてやっていきたいというふうには思っておりますが、基本はここは売買ではありません、あくまで賃借でございますので、さまざまな条件があって、やっぱり東北電力さんにも、基本的に東北ソーラーパワーといっても東北電力7割とユアテック3割、地元の資本でございますので、地域貢献に対してもそういうふうにしていただけるという部分もありますので、ある程度の配慮の中で考えたということで、グリーンピアの利活用は次年度、もう少しお待ちいただければというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） 最後です。

1ページなんですが、基本方針に、このとおり低炭素・循環型社会の実現なり、クリーンなエネルギーの創出、エネルギーの自給率を高めるといったこのエネルギーのマスタープラン、最初、滝澤さんのところでつくったスマートコミュニティの中の基本方針がこのとおりなんです。それで、いつか坂本議員だったかな、質問をやったのは、ここを一つ、雇用創出についてはどの程度の効果があるのかといつか質問したと思うんですが、この雇用創出についてはどのように考えたらいいんですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 雇用の創出につきましては、メガソーラーから直接雇用を創出するというふうにより、やはりそういう再生可能エネルギーの関連産業が集積することによって二次的に雇用創出になるというふうな捉え方をしているところでございます。やっぱりメガソーラーにつきましては、ここは確かにメンテナンスとか草刈りという労務的なところはございますけれども、基本的に余り人手をかけずに太陽光で発電するというのが事業として最適なものだと考えておりますので、直接の雇用創出はまた別の分野で考えるべきかというふう

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○2番（加藤俊郎君） 最後と言いましたが、もう一回、すみません。

田老の野中地区につきましては、最初の説明があったときよりも面積がふえたような気がする、2. 幾らだったのが3. 4になっている。それで、利用可能な土地がまだ残っていると思うんですが、そこについても希望するところがあればそれで進めていただくというふうに考えるのかどうか。

また、グリーンピア三陸みやこに戻って恐縮ですが、そこについてもさらにソーラー発電したいというところがあったらお貸しするという考えでいるのかどうか。また、最初のブルータワーのとき、スマコミのときに地元企業も商工会議所さんも多分会議に参加したということから、これは発信していないというわけではなくて十分私は発信してきたと思うんです。あと、地元の企業がそれについてメリットが出るかどうかの判断基準でもって今まで躊躇しているのかなという気がするんですが、それにしても今後手を挙げた場合に、グリーンピア三陸みやこ、特にそこの敷地を貸すという方向でいくのか、野中地区の残った土地についてはどのように考えているのか。植物工場ですか、それは北東側のほうの予定だったと思うんですが、それはそのとおり進むと思うんですが、そのほかにも多分残地が、空き地が残ると思うんですが、それについてはどのようにお考えなんですか。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） まず最初に、田老地区の土地の状況がふえた経過ですけれども、当初は赤前と田老とで半分半分くらいでやろうかなというふうに思っていたところだったんですが、赤前のほうを少し少なくしまして田老のほうをふやすということの結果、面積と、それからメガワット数と発電数もちよっと大きくなってきているということでございます。

それから、残った土地でございますけれども、加藤議員おっしゃったとおり植物工場を、プラント工場の北東側で計画しております。そのほか、あそこでは農地の災害復旧と申しますか農地の復旧がなされますので、そういった農地の方々が耕作をするということになっていくことというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎政典君） グリーンピアに関しましては、基本的にこういう言い方もおかしいのですけれども貸したくて貸しているわけでも正直言えない。東北電力さんという中で、さっきちょっと説明したとおり、宮古市から逆にお願いをしてきた経緯もあったりして、したがって、今後グリーンピアにつきましては利活用計画をつくる中で見える形の中でやっていくしかないのかなと。ただ、買い取り価格が下がるので急いでいるというのが多分実態だと思いますので、今後、こういう形でグリーンピアに無理やりということはないかなというふうには思っていますが、ちょっとグリーンピアに関しては、これ以降についてはちょっと慎重に対応したいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 今、加藤議員が指摘したのを私も確認しようと思ったのは、雇用の問題です。私もこの3つのこういう事業で雇用が10人だ20人だ30人だというふうには全然思わないですが、ただ、この2ページの中に①のスマートコミュニティの宮古発電合同会社のところだけ、公共性・公益性、市へのメリットのところに雇用創出という文言がここだけあって、あとの②、③にないので、これは特別、その発電合同会社のほうが何らかの意味があって、今、後ろのほうで植物工場だと言っていますが、そういう意味なのかなと思いながら、ここにこういう記述してあるのはそういう意味ですか。今、松本議員が後ろからささやいていますが。

○議長（前川昌登君） 滝澤復興推進課長。

○復興推進課長（滝澤 肇君） 大変申しわけございません。

実はその宮古市スマートコミュニティ事業全体として雇用創出を生んでいくという、大きな雇用創出を生んでいきたいという趣旨でここに書いてあるものでございまして、ほかの発電事業と同様、メガソーラーに関しましては余り大きな雇用を生むものではないというふうに認識しております。数名程度になろうかと思います。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 了解。

それから、グリーンピアのほう、ボーリングをしてみて地盤が軟弱だったりまたは埋文の量が多かったらば断念すると。これはわからないわけではないのですが、その程度の決意でというか、ちょっとここは何となく、多分そういうことを強く主張したからこの文言になっているんじゃないのかなと端的に思って聞いたんですが。これは、みみっちいことを言えば、埋文の量が多いというのは例えばどの程度のことを、何かここはどうも違和感を感じるというか、やろうとしている皆さんの気持ちがよくわからないので、ちょっとそこは説明してください。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 今回ご説明している3カ所の大規模太陽光発電施設の中で、グリーンピア三陸みやこでやろうとしている施設が一番発電量が少ないところでございます。そうしますと、収支のバランスというのを考えれば、やはり余り事前の経費が多額であれば断念せざるを得ないというような事業規模だというふうに理解しております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） まあ、そうか。

それから7ページ、この赤前なんです、場所が、ちょっと私の理解がうまくないんですが、賃貸同意書が必要のない時期に申請済みであることから同意書の提出は要らないと、それで予定地内の市有地に対しては貸し付けを行う、この最初のほうの賃貸同意書の提出は要らない、ここだけがこういう基準となっているんですが、ちょっとよく意味がわからないんですが、どういう意味ですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） それぞれ太陽光発電の買い取り価格につきましては、年度年度で値段が違います。それで、去年48円でことしは42円となっております。ここの業者につきましては、まず先に24年度中に赤前地区でやりますというふうに申請を出しました。その時代はまだ結構、24年度中は同意書が必要のないところだったのですけれども。そのために同意書なくして赤前地区に広くここの範囲でやりますということで申請を出して許可が出たのですが、その後、国といたしましてもやはり土地の貸し付けの同意書がない、具体的なものがないものについては同意書をつけてもらうということで、平成25年度からは同意書をつけるふうに受け付けの要件が変わりましたので、こういうふうな記載になったものでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） ということは、25年度、今年度、こういう同意書を出したんですか。要らないということなの。そうだとすれば、8ページのところに図面があるんですが、このピンクのところ、これは当然災害危険地域第1種の地域でないかなと見ているんですが、ここは既にもう市が全て買い上げたんですか。そうではないでしょう、これからでしょう。ということは、権利問題でいけば、危険地域だけでも地主さんがいるわけですよ。

ね、現瞬間は。この人たちは同意書、さっき言った説明もよくわかっているようでわからないんですが、権利者から同意がなくて事業認可が下りるということ、本当にあるんですか、私どう考えてもそこがわからない、もう一回。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 説明が足りませんでした。

ここの八千代エンジニアリングにつきましては、事業計画を出すときにここの８ページのピンクの場所とていうのではなくて、赤前地区でのどこかでこれぐらいのことをやりたいという申請だったわけなんです。そういうのがどんどん出てきたものですから、やはり具体的にどこの場所でどういうことをやるんですかというのを確認するために、25年度からは土地の同意書が必要となったということでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○６番（落合久三君） ちょっと待って、いや、最後にしますが。そんなばかなことないんでないの。というのは、現実には地権者が今いるわけだ、将来的には危険地域だから買わなきゃならないと思うけど。それで、その特定していないところで営業をしますというのが許可になるということ自体、それは誰が許可を出したんですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） 経済産業省が申請を許可したということでございます。

それで、実際、事業をやるに当たりましては、当然それぞれの地権者の方から同意をとるのは必要でございます。ただ、この設備認定とか系統連携をするための許可をとるのについて、24年度については直接その地権者からの同意書をつけなくてもよかったということで、ここで事業を行うのにつきましては、当然それぞれの地権者の方から貸し付け同意をとって事業を進めていくということでございます。大変失礼いたしました。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○６番（落合久三君） 今のでやっとわかりました。

後は、先ほど松本議員が言った、やっぱりリスクをどう回避するかということも、私は本当にそこはきちっと、同じ意見なのでそれ以上は言いませんが、ちゃんとすべきだと思いますよ。

それで終わります。

○議長（前川昌登君） 坂本議員。

○１０番（坂本悦夫君） ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。

その前に、松本議員が言うとおりの、この発電事業についてはやっぱり地元企業にもう少し呼びかける、流すということが必要だと思います。発電事業については地元企業がやったほうが宮古市にとってはメリットが大きいということのははっきりしていますので、そのようにしていただきたいと思うんですが。

確認なのですが、例えば赤前地区についてはあそこは太陽光発電をやるには狙いどころだと思います。ただ、非常にあそこは農地転用もしなきゃならないし、まだ運動公園の問題も未解決ということなんですけれども、今後ほかの業者が太陽光発電を設置したいという形で出てくると思うんですが、そういう場合には恐らく市役所からいろいろ情報を得るとは思うんですが、直接地権者と業者が交渉して同意を得れば、市でもって情報提供した以外のところにも設置することは可能だということではよろしいのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） その可能性は十分にあると思います。

○議長（前川昌登君） 坂本議員。

○10番（坂本悦夫君） はい、わかりました。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○3番（竹花邦彦君） 私、意見だけ申し上げておきたいと思います。

特にもスマートコミュニティの事業です。さっき落合さんからお話があったように、この表だけ見れば、かなりの地域経済への波及効果も含めてメリットがあるというふうに普通の人は受けとめるんです。しかし、これはスマートコミュニティ全体の事業が進まなければこういう効果はなかなか生まれないわけですね。したがって、単体のいわば太陽光発電だけでは先ほどあったように雇用効果とかあるいは当然エネルギーの地産地消等はできないわけですので、ある意味では宮古市版スマートコミュニティが今回はこの太陽光発電で一旦、地についたけれども、他の事業はどう進んでいくかということが大きな鍵になるわけですね。

そういう意味では市民の方々は、変な話ですが、これだけを見て太陽光発電が始まったと、スマートコミュニティだと、いよいよそういう事業に向かって宮古市は進んでいくんだと、こういうふうに当然思うわけです。雇用が生まれる、エネルギーの地産地消、つまり太陽光が自分たちの家にも災害時に電気が供給されるのではないかなというふうな、そういうイメージに当然とられる人も多いというふうに思うんです。ですから、そこはくれぐれも誤解がないように、時々宮古市版スマートコミュニティの進捗状況等もどうなっているかということを発信していかないと、いろいろとやっぱり誤解を生んだり、いろんな問題も出てくるだろうというふうに思います。

当然、太陽光ですから、大きな目で見ると、松下課長が言ったように自然再生エネルギーに取り組まれていくという意味では、大枠とすればそういうメリット、公共性はあると思うんだけど、いざ地域的なメリットは何かというと、今のところは、地域に限って言えばさほど大きなメリットが生まれている状況ではないというふうに思うので、特にもそこら辺は、情報発信をする場合にはこういったような書き方をすると非常に誤解を生むから、ぜひそこら辺は気をつけて情報発信をしながら、全体の事業が進んでそういう大きなメリットが生まれるということも。多分、私たち議会側もいろいろ聞かれることになるんだと思うんです。いよいよ始まったようだがどういうメリットがあるんですかと、雇用が生まれるとかこういうメリットがと言われたけれども本当ですかと。いやいやそうではないとかと言いづらい、そういうわけにもいかないわけなので、ぜひそこは頭の中に置いて、一日も早くスマートコミュニティがその方向に向かって事業が進んでいくように努力をお願いしたいと。

以上を申し上げて意見にしたいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかにないようですので、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員の皆さんは退席をお願いいたします。

○

説明事項（４） その他

○議長（前川昌登君） 予定の部分はこれまでもですけども、広報編集特別委員会委員長さんからの発言の申し出がありますので、お願いします。

橋本委員長。

○12番（橋本久夫君） 広報委員会からのお願いです。

一般質問者の方々にお願いでございます。

今回こういう紙が入っているかと思いますが、1月15日号の会報に一般質問等今回の議会の内容を載せるん

ですが、もう締め切りがほとんど年内に、26日までに印刷を終えていないと発行できない状況になります。それで、皆様には大変お忙しい中申しわけないんですが、16日まで写真も含めて、それから、ここにあって書いてありますが、もしデータで出せる方、要はワードとかそういうやつで出せる方はデータで書いてください。要するに手書きの方は手書きでも結構なんですが、データで書く場合は705字、平打ちで結構ですので、タイトル、名前を入れて705字分をデータでただ打ち込むだけでいいです。それを、もしあれだったらメールで送っていただいてもいいし、何かそれ以上持っていたらそれを持ってきて議会事務局に預けてもらっても結構ですので。いずれ、もう10日間で作業しないと来年1月15日には発行できなくなりますので、ぜひ皆さんにはご協力願いたいと思います。写真のデータもそうです、プリントだったらプリントでも構いません。もし間に合わなければ、もう写真は載らないと思います。イラストか何かでちょっと修正するかもしれませんが、そういう状況になりますので。

〔「自分の顔写真はどうなるんだっけ」と呼ぶ者あり〕

○12番（橋本久夫君） 大丈夫です。議会事務局のほうで用意してあります。

よろしいですか、16日、お願いいたします。

閉 会

○議長（前川昌登君） ほかになければ、これで終わりたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

午後 4時53分 閉会

宮古市議会議長 前 川 昌 登